長野県報

11月19日（木）
令　和　８　年
（２０２６年）
第761号

目　　次

告　示
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（６件）（森林づくり推進課）…… 1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…… 4

公　告
大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による届出及び届出書の縦覧（４件）（産業立地・ＩＴ振興課）…… 5
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可（園芸畜産課）…… 8
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（２件）（農地整備課）…… 9
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）…… 10
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）…… 10
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）…… 11
特定調達契約に係る一般競争入札（医療政策課）…… 11

告　示

長野県告示第462号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松本市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第463号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士見町（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士見町（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第464号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第465号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　木曽郡南木曽町（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
　ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　南木曽町（次の図に示す部分に限る。）
　イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第466号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
　ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　飯綱町（次の図に示す部分に限る。）
　イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第467号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年11月19日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

栄村（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県松本建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和８年12月９日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和８年11月19日

長野県松本建設事務所長　下　倉　正　弘

1　路　線　名　聖高原杉崎線

2　供用を開始する区間

東筑摩郡筑北村坂井484番地先から

東筑摩郡筑北村坂井421番地先まで

3　供用を開始する期日　令和８年11月19日

道路管理課
